

介護保険サービスにおける事故について

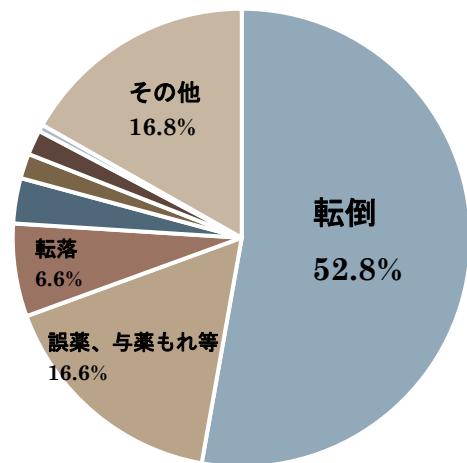
新宿区に届出のあった事故報告について

1. 令和6年度中の事故報告

令和6年度の新宿区への事故報告は、625件でした。内訳は、転倒による事故が52.8%と半数を超えていました。次に、誤薬・与薬もれが16.6%でした。その他としては、集団感染や個人情報を含む書類等の紛失などがありました。

サービス種別	件数
特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	365
介護老人福祉施設	106
認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	32
短期入所生活介護	27
介護老人保健施設	24
通所介護	20
小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	13
訪問介護	11
地域密着型通所介護	5
訪問看護	4
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)	3
訪問入浴介護	3
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	2
介護医療院	2
特定施設入居者生活介護(短期利用)	1
通所リハビリテーション	1
認知症対応型共同生活介護(短期利用)	1
福祉用具貸与	1
合計	625

令和6年度 新宿区に報告
があった事故の割合

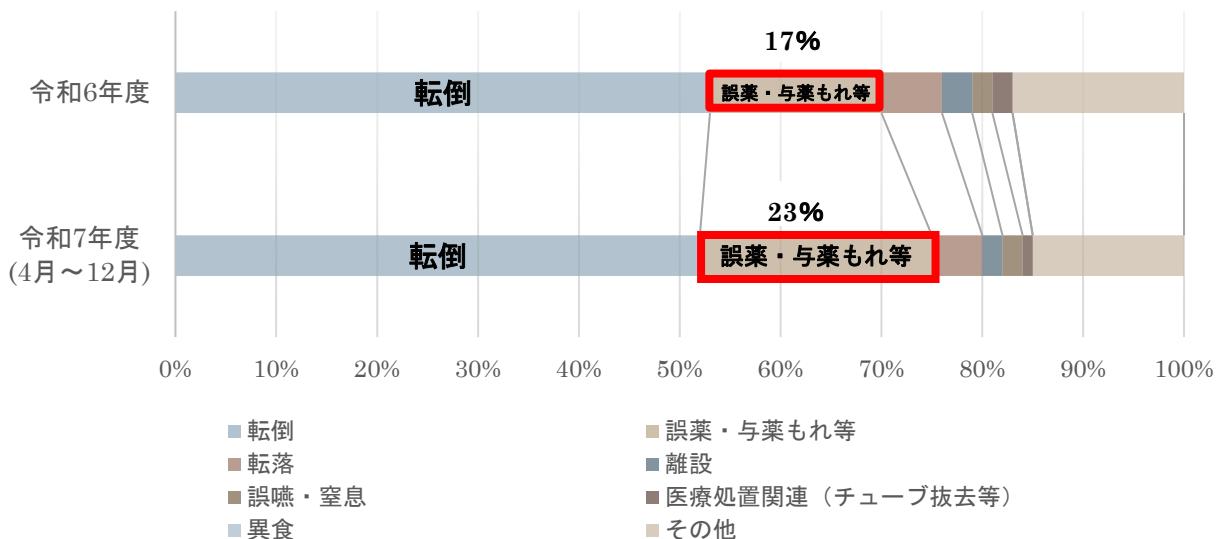


- 転倒 ... 52.8%
- 誤薬、与薬もれ等 ... 16.6%
- 転落 ... 6.6%
- 離設 ... 3.2%
- 誤嚥・窒息 ... 1.8%
- 医療処置関連（チューブ抜去等） ... 1.8%
- 異食 ... 0.5%
- その他 ... 16.8%

2. 「誤薬・与薬もれ」の事故の増加

令和7年4月1日から12月31日の間において「誤薬・与薬もれ」の事故として報告された件数は、105件と全体の約4分の1を占めており、令和6年度と比較して増加しています。ほとんどが施設系、居住系のサービスで発生していますが、通所系や訪問系のサービスでの事故もあります。

誤薬・与薬もれ事故は、重大な健康被害につながる可能性も高いので、発生防止に十分な注意を払ってください。



また、厚生労働省通知「老人福祉施設等における医薬品の使用の介助について」（介護保険最新情報 Vol. 398）には、医薬品の誤使用が発生した際には、「速やかに医療機関に連絡して、必要な対応について相談すること」と示されており、ご留意ください。

事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン

令和7年11月に厚生労働省により「介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン」が作成されました。

「事故予防のための体制整備のあり方」、「事故発生時の対応におけるポイント」、「原因分析、再発防止、未然防止策の検討」、「事業者に求められる義務と責任」が具体的に示されています。

厚生労働省のホームページで公開されていますので、下記URLで確認してください。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/001569590.pdf>